

平塚市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

令和 8 年 4 月 1 日

平塚市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定に基づき、平塚市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める。

記

1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが規定された。

このため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を進めることができるよう、平塚市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めるものである。また、この指針は、令和 7 年度末を目標期間とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うため、過去 3 年間の実績を踏まえ見直すものである。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

現在、農業者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加など、課題が山積していることから、担い手への農地集積・集約化が進まない状況であり、担い手の育成・確保や新規参入の促進に努め、農地中間管理事業を活用した集積・集約化を図るため、「地域計画」

（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）との利用調整に取り組んでいく必要がある。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 195ha (3年後の目標値)

【目標設定の考え方】

平塚市総合計画における成果指標は、令和4年度の実績値153haからの増加であるが、過去3年間に増加した農地利用集積面積の年平均は7haであることを踏まえ、目標を設定する。

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	1,410ha	174ha	12.3%
3年後の目標 (令和11年3月)	1,410ha	195ha	13.8%

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

農業支援ワンストップ相談窓口で農業相談を受け付けるとともに農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局において貸手・借手の掘り起こしや農地の貸し借りのあっせんを行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 15人 (3年間の目標値)

【目標設定の考え方】

過去3年間の実績が年平均で5.3人であることから、年間5人を目標とする。

	5年度新規参入者	6年度新規参入者	7年度新規参入者
新規参入実績	9 経営体	3 経営体	4 経営体
	1.8 ha	1.5 ha	1 ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

農業委員会事務局や農業支援ワンストップ相談窓口で新規就農や法人参入の相談を受け付け、関係機関と連携を図りながら農地の貸し借りのあっせんを行い、新規参入を促進する。

4. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 3 h a (3年間の目標値)

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	1, 4 1 0 h a	2 1 . 6 h a	1 . 5 %
3年後の目標 (令和11年3月)	1, 4 1 0 h a	1 8 . 6 h a	1 . 3 %

※管内農地面積は直近の「耕地及び作付面積統計」に基づく

【目標設定の考え方】

遊休農地面積は、令和5年度から令和6年度まで3.4 h a 減少していたが、令和7年度は新規発生の面積が大きく、令和6年度から単年度で4.8 h a 増加した。

直近3年間では1.4 h a 増加している状況の中、発生抑制に努め、さらなる削減を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関が連携し、農地の利用状況調査等により遊休農地の状況を把握し、農地の適正な管理を所有者へ働き掛けるとともに、農地利用意向調査を実施し、農地の貸し借りのあっせん等に努め、遊休農地の解消を図る。

5. その他

本指針の目標期間は令和11年3月31日とし、毎年度末に農地等の利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。